

3 年 間 保 存

小平市立小平第四中学校

P T A 会 則

(令和6年5月10日 改正版)

小平市立小平第四中学校PTA

【3年間保存】

小平市立小平第四中学校PTA会則

第一章 総 則

- 第 1 条 (名 称) この会は小平市立小平第四中学校PTAと称する。
- 第 2 条 (事務所) この会は小平市立小平第四中学校（以下本校という）内にその事務所をおく。
- 第 3 条 (目 的) この会は保護者と教職員が協力して学校、家庭および社会における生徒の幸福と健全な成長をはかることを目的とする。
- 第 4 条 (方 針) この会は教育的立場にたつ民主団体として次の方針に従って活動する。
1. この会の運営は会員の総意に基づいて民主的に行われるものとする。
 2. この会は特定な者のために利用され、または奉仕してはならない。
 3. この会は教育に関する協力または意見を述べるも直接学校の管理や職員の人事に干渉しない。
 4. この会の目的に一致する他の団体に協力する。
- 第 5 条 (活 動) この会は目的を達成するため、次の活動を行う。
1. 学校の教育目標達成のため協力する。
 2. 学校と家庭間の緊密な連絡をはかる。
 3. 教育環境および施設の整備充実をはかる。
 4. 公教育費を充実することに努める。
 5. 会員相互の親睦をはかり、教養を高める。
 6. その他、この会の目的をとげるに必要なこと。

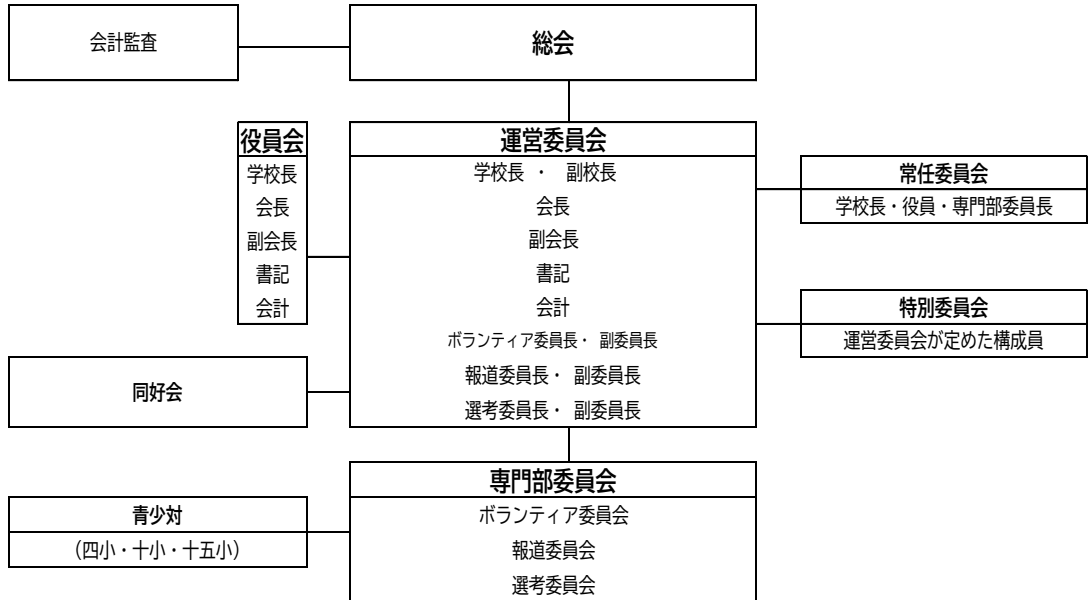
第二章 会 員

- 第 6 条 (構 成) この会の会員は本校に在籍する生徒の保護者および本校に勤務する教職員をもって構成する。
- 第 7 条 (資 格) 会員はすべて平等の権利と義務をもち、各種の会議、会合にも出席し、質問もしくは意見を述べることができる。
- 第 8 条 (会 費) 会員は会費を納めるものとする。
1. 会費は総会で承認された金額とする。ただし、事情により減免することができる。
 2. 会費は原則一括納入とする。
 3. 年度途中で退会した会員については原則として会費は返却しない。
 4. 会費の納入方法および納入時期は、運営委員会が定める。

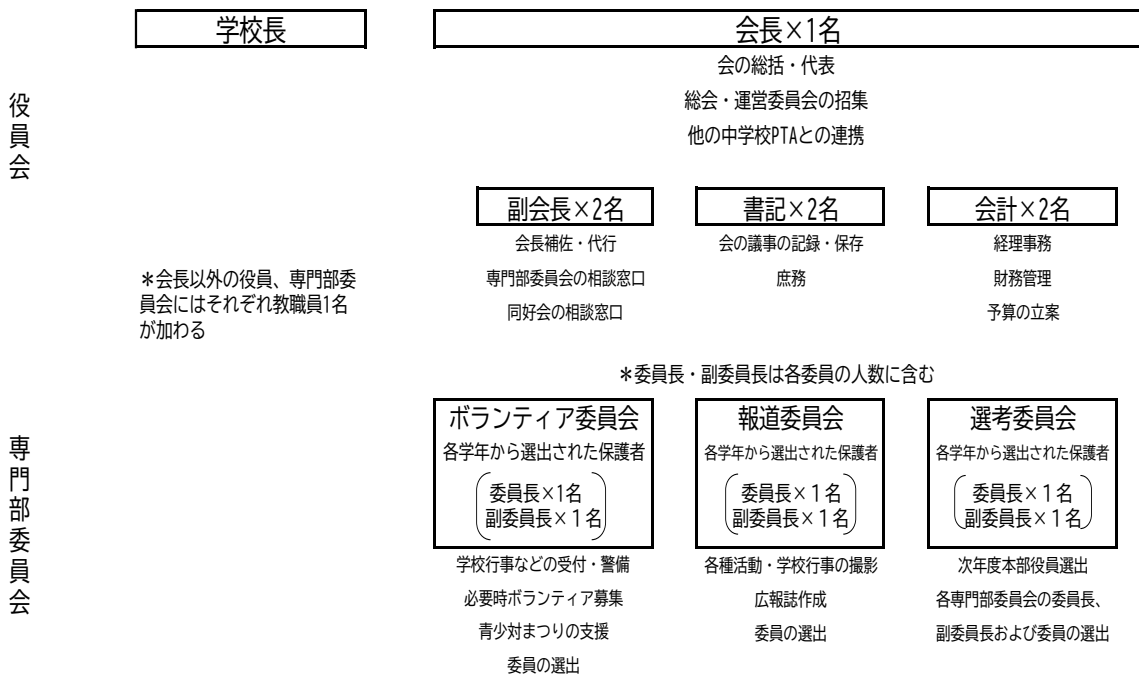
第三章 組 織

第 9 条 (所 属) この会の会員はすべて、学級会に所属し、学級PTAを組織する。(図1) (図2)

(図1) 【PTA組織図】



(図2) 【職務上の組織図】



第 10 条 (学級PTA) 保護者と教職員をもって学級PTAを組織し、その中に次の専門部委員会をおく。

1. ボランティア委員会
2. 報道委員会
3. 選考委員会

第 11 条 (専門部委員会の構成および任務)

1. ボランティア委員会

〈構成〉各学年から選出された保護者および教職員 1 名をもって構成し、各学年ボランティア委員会には連絡係を 2 名設ける。

ボランティア委員長(保護者 1 名) ボランティア副委員長(保護者 1 名) は委員の人数に含まれる。

〈任務〉

- (1) 学校行事などの受付・警備の手伝い。その他学校から依頼された事項への対応。
- (2) 小学校学区で開催される青少対まつりの手伝い。
- (3) 委員長・副委員長はボランティア委員または会員にボランティアを募り受付・警備の担当を決める。
- (4) 新年度のボランティア委員選出を行う。

2. 報道委員会

〈構成〉各学年から選出された保護者および教職員 1 名をもって構成する。

報道委員長(保護者 1 名) 報道副委員長(保護者 1 名) は委員の人数に含まれる。

〈任務〉

- (1) 会員相互の理解と協力を深めるため会報等を発行する。
- (2) 報道に関する事項の調査、研究、見学を行う。
- (3) 各委員は、会員の意見を会報等に反映させる。
- (4) 新年度の報道委員選出を行う。

3. 選考委員会

〈構成〉各学年から選出された保護者および教職員 1 名をもって構成する。

選考委員長(保護者 1 名) 選考副委員長(保護者 1 名) は委員の人数に含まれる。

〈任務〉

- (1) 役員候補者を募る。この場合候補者の同意を必要とする。
- (2) 候補者名については、総会の 14 日前に運営委員会に届け出る。
- (3) 各委員は会報等を通して、会員からの意見を収集する。
- (4) 各専門部委員会の委員長、副委員長および委員を募り、選出する。

第四章 総 会

第 12 条 (構 成) 総会は全会員をもって構成され、この会の最高決議機関であって、定期総会と臨時総会とする。

第 13 条 (開催と議決定数)

1. 定期総会は原則として四月に開く。
2. 臨時総会は運営委員会がその必要を認めたとき、または会員の五分の一以上の要求があったとき、会長がこれを招集する。
3. 総会は、会員の五分の一以上（委任状を含む）の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決める。
4. 総会議案書および開催通知は、総会の一週間前に全会員に知らせなければならない。

第 14 条 (定期総会の決議事項)

1. 会務報告および決算報告とその承認。
2. 次年度予算の承認。
3. 次年度役員および会計監査委員の選出。
4. その他、必要と認められる事項。

第五章 運営委員会

第 15 条 (構 成) 運営委員会は、役員、専門部委員会の委員長・副委員長、学校長、副校長をもって構成する。

第 16 条 (開催と議決定数)

1. 定例会議は原則年5～6回開催する。
2. 会長がその必要を認めたとき、または運営委員の半数以上がその必要を認めたとき開く。
3. 運営委員の三分の一以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決める。

第 17 条 (任 務)

1. 専門部委員会より提出された議案の審議。
2. 総会に提出する議案の審議。
3. 補正予算または特別予算の審議決定。
4. 役員に事故ある場合の欠員の選出。
5. 会務運営に伴う重要事項の決定。

第六章 常任委員会

第 18 条 (構 成) 常任委員会は、役員、専門部委員会の委員長、学校長をもって構成する。

第 19 条 (任 務)

1. 運営委員会に付議する事項の検討。
2. 運営委員会の決定事項の実施細部の検討。
3. その他、必要と認める事項。

第七章 特別委員会

第 20 条 (特別委員会) 総会または運営委員会がその必要を認めるときは、特別委員会を設置することができる。

組織、運営は運営委員会が定め、専門部委員会の委員長・副委員長は運営委員会に出席する。

第八章 会 計

第 21 条 (収入および支出) この会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。

第 22 条 (経 理) この会の経理は、総会で承認された予算に基づいて行われる。

予算の調整をする場合は、運営委員会の承認を得なければならない。

第 23 条 (決 算) この会の決算は、会計監査を経て総会に報告しなければならない。

第 24 条 (会計年度) この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第九章 役 員

第 25 条 (役員会の構成) この会に次の役員をおき、役員会を構成する。役員会には、学校長が加わるることができる。

1. 会 長 保護者 1名
2. 副会長 保護者 2名 および副校長
3. 書 記 保護者 2名 教職員 1名
4. 会 計 保護者 2名 教職員 1名

第 26 条 (役員任期) 役員は総会において選出され、就任はその直後に行われる。

役員任期は一カ年とする。ただし、再任を妨げない。なお教職員である役員任期については、その限りでない。

第 27 条 (役員および役員会の任務)

1. 会長は会務を総括し会を代表する。総会と運営委員会を招集する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
3. 書記は総会、運営委員会等の議事その他この会に関する重要な事項を記録保存し、またこの会の庶務の仕事にあたる。
4. 会計は経理事務を処理し、会計監査委員の監査を受けて総会に報告する。またこの会の財産を管理し予算の立案に協力する。

5. 役員会は役員相互の意見調整をはかり、この会が円滑に活動できるよう積極的に努力する。

第十章 会計監査

- 第 28 条 (会計監査) この会の会計を監査するため、3名の会計監査(保護者2名、教職員1名)をおく。会計監査は、総会において選出され、就任はその直後に行われる。任期は一カ年とする。会計監査は、監査の結果を総会に報告しなければならない。

第十一章 会則の改正

- 第 29 条 (会則改正の手続き) この会則は、総会出席者の三分の二以上の賛成がなければ改正することができない。改正案は、総会開催の一週間以前に全会員に対して文書をもって知らせなければならない。

付 則

- 第 30 条 (発 効) この会則は、昭和40年12月15日より実施する。

昭和51年5月14日 改正
昭和52年4月28日 一部改正
昭和53年4月28日 改正
昭和58年4月16日 一部改正
昭和60年4月27日 一部改正
昭和62年4月28日 一部改正
平成18年5月13日 一部改正
平成20年5月10日 一部改正
平成24年4月28日 一部改正
平成25年4月27日 一部改正
平成28年4月23日 一部改正
令和2年4月18日 改正
令和3年4月17日 一部改正
令和4年4月23日 一部改正
令和4年12月9日 改正
令和6年5月10日 改正

小平市立小平第四中学校PTA慶弔・見舞に関する規程

- 第 1 条 この会において慶弔・見舞の意を表す場合は本規程による。
- 第 2 条 会員、生徒に対しこの会として慶意・見舞を表す場合は運営委員会にはかる。但し、止むを得ない場合は役員会でこれを代行することができる。
- 第 3 条 会員、生徒、死亡の場合は謹んで哀悼の意を表し、弔慰金を供える。弔慰金は年度ごとに定める。
- 第 4 条 本規程は運営委員会の議を経て改正することができる。

付 則

本規程は昭和51年5月14日より実施する。

昭和51年5月14日 改正

昭和60年4月27日 改正

平成22年11月16日 改正

小平市立小平第四中学校PTA細則

- 第 1 条 会計監査候補者は、原則として当年度会計役員から選考する。ただし、他の会員を候補者に選考することを妨げるものではない。教職員の会計監査候補の選出については教職員に一任する。
- 第 2 条 一世帯につき役員(会計監査を除く)、ボランティア、報道、選考の専門部委員会の委員長・副委員長を経験した者は、次年度以降の役員及び委員選出から外れることができる。(21年度以降の経験者に適用。旧委員である全学年、地域、推薦の委員長・副委員長を含む)
- 第 3 条 子ども1人につき一度委員を経験した者は、その子どもが在学中の役員及び委員選出から外れることができる。
- 第 4 条 会員は会員相互の親睦を深める目的として、運営委員会の承認により同好会を設置することができる。
1. 同好会の設置、継続は以下を条件とする。
 - ① 同好会は3名以上の会員の活動維持者がいること
 - ② この会員でない者も同好会に参加することができる
 - ③ 同好会の構成員名簿を運営委員会に提出すること
 - ④ 年間を通じて定期的な活動ができること
 2. 活動については学校の使用条件を遵守し、活動計画書、構成員名簿を事前に提出し、運営委員会の承認を得ること。
 3. 活動期間は1年とし、次年度は新たに申請し直すこと。
 4. 運営委員会で承認された同好会には、総会で承認された予算内の活動費を支給することができる。
 5. 同好会は運営委員会に活動報告及び会計報告を提出する。

付 則

この細則は、平成22年3月10日より実施する。

平成24年3月12日 改正

令和4年12月9日 改正

令和6年5月10日 改正